

温泉法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成十九年四月十七日

参議院環境委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、大深度掘削泉等新たな形態の温泉が近年広がりつつあるが、一般に国民に浸透している温泉概念とは異なっていることにかんがみ、諸外国の例も参考としつつ、温泉の定義の在り方について検討を行うこと。
- 二、温泉の成分・ゆう出量が短期間で急激に変化した例等が見られることにかんがみ、急激に変化したことが明らかな温泉に対しては、十年の期間内であっても温泉成分分析を行うことが望ましい旨を周知しその実施を指導すること。また、温泉成分分析を行う登録分析機関の分析能力の確保に努めること。
- 三、温泉に対する国民の信頼を確保するため、温泉成分等の情報提供に当たっては、効能等に関する揭示内容や揭示方法等について必要な見直しを行うこと。また、利用者の健康保護の観点から、温泉分析に当たっては、温泉のゆう出場所ではなく、利用者が実際に温泉を利用する場所での分析を検討すること。
- 四、近年、大深度掘削泉開発が多く行われていることにかんがみ、大深度掘削による温泉資源、地下水、周辺地盤等への影響について調査・研究を行うこと。また、未利用源泉についても、その実態の把握に努めるとともに、温泉資源への影響の程度等に関する調査を行うこと。

五、温泉利用施設からのほう素、ふっ素に係る排水規制については、暫定排水基準を再延長することとして
いるが、対象となる温泉利用事業者に零細事業者が多いことにかんがみ、低廉な除去技術の実用化に向け
た取組を加速化させること。

六、温泉の掘削等の許可に関するガイドラインを作成するに当たっては、都道府県が地域特性をいかした対
策を十分に行えるよう配慮するとともに、温泉が国民共有の資源であることにかんがみ、利用者、NPO
等の意見についても十分に留意すること。

七、利用者にとって魅力ある温泉地をつくり、はぐくむため、我が国を特徴づける文化資源である歴史的な
温泉地については、地方自治体と協力して必要な振興策を講ずること。

右決議する。